

令和2年6月

第109回丹波市議会定例会

議員提出議案書



発議第 2 号

丹波市議会新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた財源確保に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

丹波市議会新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた財源確保に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 29 日 提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた財源確保に伴う関係条例の整備に関する条例

(丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 2 年新型コロナウイルス感染症に係る特例措置)

3 令和 2 年 6 月に支給する第 5 条の規定に基づき支給される期末手当の額については、当該支給されるべき期末手当の額から、当該支給されるべき期末手当の額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(丹波市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第 2 条 丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(令和 2 年新型コロナウイルス感染症に係る特例措置)

2 令和 2 年 6 月 1 日から同年12月 4 日までの間、第 2 条から第 5 条までの規定にかかわらず、政務活動費は交付しない。

別表中「(第 7 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。